



# タックスマン来たる

2013年4月

## Ernst & Youngの税務ヘルスチェックサービス

追加納税の申請、優遇税制の更なる適用などの観点から過去の申告書を修正する必要があるかどうかをレビューさせて頂くことが可能です。また、税務コンプライアンスの強化及び節税チャンスの活用のために、潜在的な問題点を強調させて頂きます。これらによって、貴社が税務調査だけではなく、将来の税務コンプライアンス、税務計画を周到に準備できるようサポートさせて頂きます。

## 背景

2013年の初めに税務総局は2013年に7000社以上で税務調査を行うことを計画しています。

最近、各地方の税務局及び税務総局による税務調査の件数が増えています。上記の傾向は、特に2013年の第1四半期の税収額が年間目標の20.6%しか達成できておらず2012年の同期より少ない額となっていることから、税務総局の税制コンプライアンスの強化及び税収増のプレッシャーを表しています。

税制管理法によって、税務局より税務調査の通知書が発行されると、納税者はその時点で税務調査の対象期間の税務申告書を修正することが認められておりません。税務調査により発生する追徴税額に対して1日当たり0.05%の遅延利息（2013年7月1日の新規定による、第91日目より1日当たり0.07%になります）及び10%の罰金（2013年7月1日の新規定による20%になります）を支払う必要があります。

また、脱税と見なされる場合、追徴税額の100%～300%の罰金が適用される可能性があります。

## 税務調査の話題

### 法人所得税

- ▶ 優遇税制を受けるケース（例えばオリジナルライセンスの記載条件を満たしているか、現地会計基準の適用、事業拡大など）。
- ▶ 固定資産の減価償却の状況（建物、工場の所有権を証明するものがあるかなど）。
- ▶ 海外の関係会社に支払われたサービスフィー（マネジメントフィー、技術サービスフィーなど）。

## 付加価値税

- ▶ 輸出サービスに関するVAT0%の恒久的施設もリスク。
- ▶ 販売促進のプログラム、観客への割り引きなど。

## 外国契約者税

- ▶ 保証、又はサービスが付随する機械の購入に課税される外国契約者税。
- ▶ 海外関係会社への精算金額に課税される外国契約者税（従業員の費用、設立前の費用など）。
- ▶ 租税条約上で外国契約者税に含まれる法人税分の減税を受けるための条件。

## 個人所得税

- ▶ 短期出向者、出張者、外国コントラクターの従業員に適用される個人所得税。
- ▶ 個人所得に関するビジネス関連費用の分類

## 関税（税務総局ではなく関税局より調査を受ける）

- ▶ HSコードの分類（同梱品、多目的の設備など）
- ▶ 評価方法（関係会社から輸入したものに対して取引額を否認される場合、課税価額に含まれるロイヤルティー、サービスフィーなど）

## 過去の税務申告書の事前レビューの長所

特に過去の2-3年間に税務調査を受けなかった企業は近いうちに税務調査が入る可能性が高いので、調査が入る前に潜在的な税務の問題を明確化・処理するために、過去の税務申告書をレビューすることが推奨されます。

過去の税務申告書の事前レビューの長所は次の様なものです。

- ▶ 遅延利息及び罰金の支払を回避するために、タイムリーに申告書を修正する
- ▶ いままで検討されていないかった税務インセンティブの検証。（税法、租税条約の変更のため、発生する追加優遇税制など）。これらは税務調査が入れば、変更は認められない。
- ▶ 税務調査に対応するため、証拠資料を用意する
- ▶ 将来の税務コンプライアンス及び税務計画の改善。

## お問い合わせ先

このニュースレターと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及びアドバイザリー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

<b>Huong Vu</b> <a href="mailto:huong.vu@vn.ey.com">huong.vu@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>Thanh Trung Nguyen</b> <a href="mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com">thanh.trung.nguyen@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Trang Pham</b> <a href="mailto:trang.pham@vn.ey.com">trang.pham@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>The Gia Tran</b> <a href="mailto:the.gia.tran@vn.ey.com">the.gia.tran@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>佐藤 行洋</b> <a href="mailto:yukihiro.sato@vn.ey.com">yukihiro.sato@vn.ey.com</a>	日系企業担当マネージャー
<b>Kyung Hoon Han</b> <a href="mailto:Kyung.hoon.han@vn.ey.com">Kyung.hoon.han@vn.ey.com</a>	韓国系企業担当マネージャー

### ホーチミン事務所

<b>Christopher Butler</b> <a href="mailto:christopher.butler@vn.ey.com">christopher.butler@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>Nhung Tran Thi Tuyet</b> <a href="mailto:nhung.tran@vn.ey.com">nhung.tran@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>Nitin Jain</b> <a href="mailto:nitin.jain@vn.ey.com">nitin.jain@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>Sarah Jubb</b> <a href="mailto:sarah.jubb@vn.ey.com">sarah.jubb@vn.ey.com</a>	エグゼクティブ・ディレクター
<b>Thinh Xuan Than</b> <a href="mailto:thinh.xuan.than@vn.ey.com">thinh.xuan.than@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Thy Anh Huynh</b> <a href="mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com">thy.anh.huynh@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>小野瀬 貴久</b> <a href="mailto:Takahisa.Onose@vn.ey.com">Takahisa.Onose@vn.ey.com</a>	日系企業担当インドシナ統括ディレクター

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは監査、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している16万7,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2012 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000301

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)